

生産部会・出荷組合 規約

部会・組合の名称：_____ 制定日（改正日）：_____ 事務局：_____

条項	規約に書く内容
名称・事務局	名称：_____ 事務局：_____
目的	
事業	
部会員の資格	品目・地区など：_____
加入	加入の手続と、承認する場（役員会・総会）：_____
脱退	届け出の方法：_____
除名	除名の理由・決める場・弁明の機会：_____
役員	役職と人数：_____ 任期：_____
役員の選任・職務	
総会	定期総会の時期：_____ 臨時総会を開くとき：_____
総会の成立・議決	成立の条件：_____ 委任状・書面の扱い：_____ 議決の方法：_____
総会の議決事項	
役員会	
部会費・経費	部会費の額と納める時期：_____
会計・監査	会計年度：_____ 監査の時期：_____
出荷のルール	出荷規格・荷姿・出荷日・生産履歴の記帳：_____
規約違反への対応	
規約の変更・細則	
附則	この規約は _____ 年 _____ 月 _____ 日から施行する。

- 記入例は架空の部会です。部会・出荷組合の規約に決まった様式はありません。部会員で話し合い、総会で決めてください。
- 「生産物の全量を農協に出荷する」「指定した出荷先以外に出荷したら除名する」などの定めは、加入や取引の条件として事業の利用を強制するものとして、農業協同組合法や独占禁止法に抵触するおそれがあると農林水産省が示しています。出荷先の選択は部会員の自由にします。
- 規約の作り方は、JAの営農指導員や普及指導センターなどに相談できます。

規約を決める前の確認表

部会・組合の名称： _____ 確認した日： _____

確かめること	理由	確認
目的・資格・加入・脱退・役員・総会・会計が書いてあるか	運営で揉めやすいところ。任意団体の規約に最低限入れる項目	
脱退の手続きが簡単で、不当な制約がないか	やめたい人をやめさせない定めは、トラブルのもとになる	
全量出荷や、特定の出荷先の利用を、加入・出荷・除名の条件にしていないか	農協法10条の2・独占禁止法に抵触するおそれ（農林水産省）	
共同利用施設や資材の購入と、出荷をセットにしていないか	施設の利用に販売事業の利用を条件にする行為は違法となるおそれ（公正取引委員会の指針）	
除名の前に、本人への通知と弁明の機会があるか	一方的な除名を防ぐ	
総会の成立条件と、委任状・書面の扱いが書いてあるか	出席者の数え方で総会が成立したか争いになりやすい	
部会費の額と、使いみち・監査の方法が決まっているか	会計を部会員に説明できるようにする	
規約の変更を総会で決めることになっているか	役員だけで規約を変えない	

- 農協の生産部会が単位農協とは別に独自の行動をしている場合、部会そのものが独占禁止法の事業者団体として扱われることがあります（公正取引委員会の指針）。

部会員名簿

部会・組合の名称：_____ 年度：_____

[illegible]

- 名簿は個人情報です。事務局で保管し、部会の運営以外に使わないようにします。

ミノリス (minorisu.com) の無料テンプレート